

コンピュータ西暦2000年問題への対応について

【当庁（一部大蔵省）においてこれまで講じてきた主な施策】

- 97年 9月 バーゼル銀行監督委員会から出された「コンピュータ2000年問題：金融機関及び銀行監督機関にとっての課題」を和訳の上、配付
- 12月 大蔵省金融検査部において、2000年問題に関する金融検査におけるチェックリストを作成し、公表。1月以降の検査で、順次チェックを実施。
- 98年 5月 金融連絡会の場で、大蔵省銀行局より金融機関に対し、2000年問題への対応促進等を要請。

（ 6月 金融監督庁 発足 ）

- 7月 銀行法第24条等に基づき、2000年問題への金融機関等の対応状況について四半期ごとに定期的に報告を行うよう命令を発出。
- 7月 各業界との意見交換会の場で2000年問題への確実な対応、取組状況の開示促進等を要請。
- 8月 検査部が2000年問題に関する金融検査におけるチェックリストを改訂、公表
- 9月 6月末時点における金融機関等の対応状況を取りまとめ発表。所要の対応状況の進捗におくれが見られる金融機関等に対しては行政処分を発動することを内容とする事務ガイドライン発出。
- 9月 政府・高度情報通信社会推進本部が発表した行動計画を所管金融機関等に対して周知。
- 9月 本問題に関するホームページ開設。
- 10月 本問題に関する専門家を民間から登用、以降、主要行を中心に本問題に関する集中検査を実施中。
- 12月 9月末時点における金融機関等の対応状況を取りまとめ発表。報告様式及び事務ガイドラインをより詳細なものに改訂。
- 99年 3月 98年9月末時点における金融機関等の対応状況を取りまとめ発表。システム障害に関する報告命令発出。
- 6月 99年3月末時点における金融機関等の対応状況を取りまとめ発表。

【政府においてこれまで講じてきた主な施策（当庁関連分除く）】

- 97年12月 緊急経済対策（97年11月）を受け、「コンピュータ西暦2000年問題関係省庁連絡会議」を設置（事務局は内政審議室）。
- 98年 1月 関係省庁連絡会議が対応状況の実態を調査（4月に公表）。
- 9月 政府・高度情報通信社会推進本部（本部長：総理）において、金融、エネルギー、情報通信、運輸等民間重要分野の代表者等を構成員とする「コンピュータ西暦2000年問題顧問会議」（議長：椎名日本IBM会長）を設置、第1回会議を開催。
- 9月 政府・高度情報通信社会推進本部において、各省庁事務次官級を構成員「コンピュータ西暦2000年問題推進会議」（議長：内閣内政審議室長）を設置、第1回会議を開催。
- 9月 政府・高度情報通信社会推進本部が、官民を挙げた具体的な行動の徹底を図るとする「コンピュータ西暦2000年問題に関する行動計画」を発表
- 9月 総理官邸、各省庁が対応状況に関するホームページを開設。
- 11月 「第2回コンピュータ西暦2000年問題顧問会議」及び「第2回コンピュータ西暦2000年問題推進会議」開催。
- 12月 コンピュータ西暦2000年問題顧問会議に作業部会を設置、第1回会合を開催。
- 99年 1月 「第3回コンピュータ西暦2000年問題顧問会議」及び「第3回コンピュータ西暦2000年問題推進会議」開催。
- 1月～3月 「コンピュータ西暦2000年問題顧問会議作業部会」を開催。危機管理計画作成マニュアルについて協議。
- 4月 「第4回コンピュータ西暦2000年問題顧問会議」及び「第4回コンピュータ西暦2000年問題推進会議」開催。「企業のための危機管理計画策定の手引」を決定、公表。
- 4月 A P E C Y 2 K週間にあわせて広報、セミナー等の活動を集中的に実施。

【最近の国際会議での主な動き】

- 97年 9月 バーゼル銀行監督委が2000年問題への対応実施を求める報告書を作成し、公表（チェックリスト付）。
- 11月 バーゼル銀行監督委、証券監督者国際機構（IOSCO）、保険監督者国際委員会（IAIS）が共同でコンピュータ2000年問題に対する注意喚起のためのステートメントを発表。
- 12月 貿易産業相を議長とする関係閣僚で構成する委員会を設置。
- 98年 4月 バーゼル銀行監督委、IOSCO、IAIS、CPSS（G10総裁会議支払・決済委）が、2000年問題に関する銀行、証券、保険監督機構の相互協力、対話促進のため「2000年合同協議会」（Joint Year 2000 Council）の設立を決定。
- 5月 サミットG8の共同声明で、2000年問題対応の必要性を表明。
- 5月 APECの共同声明で、2000年問題対応促進の必要性を表明。
- 6月 バーゼル銀行監督委、2000年問題に関する監督上の国際協調に関する報告書を公表。
- 7月 2000年合同協議会、本問題に関する検査・考査、監査ガイドを公表。
- 9月 2000年合同協議会、本問題について改めて、問題の重要性、深刻さをまとめたペーパーを公表。
- 9月 2000年合同協議会、本問題に関するテストの目的、要素、着眼点等について示したペーパーを公表。
- 10月 「コンピュータ2000年問題グローバル・サミット」第1回会合開催。
（於：ロンドン）
- 11月 APEC閣僚会議及び非公式首脳会議において、参加国・地域が協力して対応を図るとするAPEC閣僚共同声明、APEC首脳宣言を採択。
- 12月 2000年合同協議会、本問題に関するディスクロージャーに関するペーパーを公表。
- 99年 1月 2000年合同協議会、本問題に関するアクションプランを公表。
- 3月 「コンピュータ2000年問題グローバル・サミット」第2回会合開催。
（於：マニラ）
- 4月 APEC Y2K週間 シンガポールで国際シンポジウム等を実施。

【最近の米国での主な動き】

- 96年 6月 F F I E C（連邦金融機関検査委員会）が、コンピュータシステムに関する2000年問題の影響について、警告する文書を発表
- 97年 5月 F F I E Cが、2000年問題対応ガイドライン（タイムスケジュールを含む）を発出
- 10月 S E Cが、企業に対して2000年問題への対応状況、ビジネスに与える影響、費用等について四半期報告で開示することを求める指導通達を発出
- 12月 F F I E Cが、リスクに関するガイドラインを発出
- 98年 1月 S E Cが、企業に対して2000年問題対応状況に関する開示を義務付け
- 2月 米国：2000年問題に関する大統領の諮問委員会を設置。
- 3月 O C C、F R Bが、米国内の金融機関について2000年問題の対応状況を3段階評価し、対応が不十分な先には30日以内に改善計画書の提出を命じる等の措置を講じることを表明。
- 3月 F F I E Cが、顧客評価、委託業者評価に関するガイドラインを発出
- 4月 F F I E Cが、2000年対応のテストに関するガイドラインを発出し、テストプランの作成と実施の目標日（99年6月までに全テストを終了）を設定
- 5月 F F I E Cが、危機管理計画、顧客認識プログラムに関するガイドラインを発出
- 6月 O C C、F R Bが、2000年問題対応に関する検査一巡し、各金融機関に対してレターを発出
- 7月 米国：大統領が2000年問題に対する総合対策を発表。
- 9月 日米首脳会談において日米が共同で対応することに合意。
- 9月 2000年問題に関する大統領の諮問委員会委員長との間で日米共同作業部会の設置について合意。
- 99年 3月 上院2000年問題特別委員会が各国の対応状況についての評価を含む報告書を公表

事務ガイドライン（預金等取扱金融機関用）
（平成10年12月18日改訂）

1-9 2000年問題対応について

2000年問題対応については、平成10年7月13日付報告徴求命令「コンピュータ2000年問題対応に関する資料の提出について」により、各金融機関から、四半期ごとの対応状況の報告を求めているところであるが、今後、次に掲げる各項目に該当する場合、再度（数度にわたる場合もありうる）銀行法第24条（準用する場合を含む）等に基づき報告を求めることとし、対応の進捗状況に遅れがあり、2000年問題について顧客あるいは決済システム等に影響を与えるおそれがあると認められる場合には、銀行法第26条（準用する場合を含む）等に基づき、2000年問題対応体制の整備等の命令を発出し、あるいは業務の一部の停止を命ずることとする。

1-9-1 対応体制について

対応体制について、次のいずれかに該当する場合。

（注1）ここでいう「対応」とは、各金融機関が使用するシステムについてのみならず、他の金融機関、顧客、取引先等も含め、2000年問題に関して、これらにより各金融機関が受けると考えられるおおよそ全ての影響に対して、当該金融機関が講ずるべき一切の措置をいう。

（注2）「システム」には、外部に接続しているシステム、業務に直接関係するシステムだけではなく、自社内で使用するもの（人事、給与等）や、金庫、防犯設備、エレベーター等のマイクロコンピュータ搭載機器を含む。

- (1) 2000年問題対応についての経営上の位置づけが経営計画等において明確にされていない場合（システム部門の業務計画のみでは不可）
- (2) 責任者として2000年問題対応を統括する担当役員、担当部署が明確になっていない場合（システム関連部署のみでは不可）。
- (3) 経営陣（頭取、社長、理事長等最高責任者を含むこと。以下同じ。）－担当役員－統括担当部署－担当部署の指揮命令、報告体制が明確になっていない場合。
- (4) 経営陣に対して、少なくとも月に1度以上、2000年問題の対応状況、進捗状況が報告されていない場合。
- (5) 進捗状況の遅れに対して経営陣から具体的な対応の指示が行われていない場合。
- (6) 2000年問題が抱えるリスクを職員全体に周知し、理解を深めるための方策を採っていない場合。

1-9-2 対応策の策定について

- (1) 2000年問題対応が必要なシステムの洗い出しが終了していない場合及び洗い出しにおいて対応が必要なシステムを対応不要と分類している場合。

(注1) ここでいう「対応」とは、修正のほか、テスト（内部テスト、顧客との接続テスト（必要な場合）及び外部接続テスト（必要な場合）をいう。以下同じ。）

を含む。

(注2) メーカー等が2000年対応済とする（保証する）システムであっても、改めて自社内での2000年問題対応のためのテストが必要。

(注3) 「外部接続テスト」とは、日銀ネット、東証システム等との接続に係るテストをいう。

- (2) システムへの対応（修正、内部テスト及び外部接続テスト（外部に接続されている場合）の完了）のための適切な計画が作成されていない場合。

「ここでいう適切な計画」とは、

- ① 対応スケジュールは原則として次に合致するものとし、これに合致しないものについては、1999年末までに確実に対応できることについて合理的な説明があるものをいう。ここで「合理的な説明」とは、少なくとも、該当する各システムについて、2000年1月1日以降の日付を初めて扱うことになる時期、テストにより修正箇所が発見された場合の対応（技術者、費用、時間が確保されているか）、完了が99年12月1日以降となるものについては完了しなかった場合の対応を考慮していることが必要。

・1998年末までに、重要なシステムの修正、内部テスト及び接続している顧客の特定が終了していること。

・1999年6月末までに、重要なシステムについて外部接続テスト、顧客との接続テストを完了していること。

・1999年9月末に、対応が完了していないシステムが残っていないこと。

- ② 対応の優先順位が明確にされていること

- ③ 1999年から2000年にかけての年またぎ、2000年の閏日のほか、各システムの特性に合わせた日付を考慮したテストを行っていること。

をいう。

- (3) 2000年問題対応に必要な費用が適切に見積もられていない場合、またはその費用が確保（予算化もしくは予算化のメドが立っていること）されていない場合。

- (4) 2000年問題に関して自社に影響を与え得る顧客（大口与信先、大口預金先）、主要取引先等（EB先等接続している先を除く）についての実態把握、これを踏まえた対応が考慮されていない場合。

1-9-3 計画の進捗状況について

(1) 計画の進捗状況について、次のいずれかに該当することとなり（当初計画通りの場合を除く）、かつ1999年末までに十分な対応が行われることの合理的な説明がない場合。

- ・1998年末までに、重要なシステムの修正、内部テスト（顧客との接続テストを除く）及び接続している顧客の特定が終了していない。
- ・1999年6月末までに、重要なシステムについて対外接続テスト、顧客との接続テストを完了していない。
- ・1999年9月末に、対応が完了していないシステムが残っている。

（注）「合理的な説明」とは、少なくとも、該当する各システムについて、2000年1月1日以降の日付を初めて扱うことになる時期、テストにより修正箇所が発見された場合の対応（技術者、費用、時間が確保されているか）、完了が99年12月1日以降となるものについては完了しなかった場合の対応を考慮していることが必要。

(2) 1999年末までに対応が完了しない見通しのシステムがあり、対応が完了しないことによる影響が大きいと考えられる場合

(3) システムの修正が大幅に遅れており、システムのテストが十分に行えないことが明らかなる場合（例えば、テストの結果修正箇所が見つかった場合の対応、銀行間決済システム等のインダストリー・ワイド・テストに参加しないこと等について合理的な説明が行われていない場合）

(4) 2000年問題に関して自社に影響を与え得る顧客、主要取引先等についての実態把握、これを踏まえた対応を行っていない場合（接続先とのテストを除く）。

1-9-4 危機管理計画の作成について

(1) 1999年3月末以前は、危機管理計画の作成に着手していない場合。

（注）危機管理計画は、システム修正、テストが完了している場合、外部にシステムを委託している場合であっても必要。

(2) 1999年6月末までに、危機管理計画が全く作成されていない場合。

（注）危機管理計画には、自社の保有するシステムに起因するトラブルだけではなく、顧客、取引先サイドに発生したトラブルの波及について考慮が必要。また、システムダウンだけではなく誤作動（とくに、2000年問題に起因するものか、危機管理計画を発動すべきかを、どのように誰が判断するか）をも考慮する必要がある。

1-9-5 適切な開示について

2000年問題対応に関する適切な開示が行われていない場合

新聞発表

コンピュータ2000年問題への対応について

1. 6月末の対応状況の集計結果について

平成10年7月13日付で銀行法第24条1項等に基づき発出した報告命令（「コンピュータ2000年問題対応に関する資料の提出について」）により報告された各金融機関の本年6月末における対応状況の集計結果は（資料1）のとおりであった。

今回の集計結果によれば、全国銀行、大手保険会社、大手証券会社等においては、2000年問題対応について、経営計画上明確な位置づけが行われ、適切な対応スケジュールにしたがって着実に準備が進められていることが伺われる。

これに対して、信用金庫、信用組合、大手以外の保険会社、中小証券会社等においては、外部委託先へ依存する傾向が強く、このため、経営計画上の位置づけが行われていなかったり、対応スケジュールが策定されていなかったり、対応状況の開示が適切に行われていない金融機関が相当程度存在している。

2. 事務ガイドラインの発出について

2000年問題対応については、これまでも、当局として、金融検査におけるチェックリストの作成・公表、金融機関幹部との意見交換の場を通じた積極的取り組みの要請等の措置を講じてきたところであり、金融機関の側においても、2000年問題の重要性を認識し、準備を進めているところである。

しかしながら、今回の報告結果をみると、外部委託先に依存する金融機関について、2000年問題に対する認識・対応に不十分な面がみられる。また、国際的には、平成10年12月末までの主要なシステムの修正及び内部テストの完了、平成11年6月末までの主要なシステムの対外接続テストの実施などの2000年問題対応のためのスケジュールが示されており、我が国金融機関についても、これに従って準備を進めことが求められ

ている。

他方、2000年までに残された日数が500日を切り、今後2000年問題が発生する可能性が高くなっていくものと考えられ、当局として、金融機関の2000年問題対応に遺漏のないよう、更に監視を強化する必要がある。

そこで、本日付けで、財務局長等宛に、事務ガイドライン「2000年問題対応について」（資料2）を発出し、本年9月末の対応状況の報告以降、所要の2000年問題対応の進捗状況が遅れている金融機関に対して、銀行法第26条等に基づく指示又は命令を発出し、改善を求めるよう通知した。

2000年問題対応に関する6月末の対応状況の集計結果

1. 経営における2000年問題対応の位置付け

2000年問題対応について、全国銀行、保険会社、大手証券会社等においては、概ね、経営計画への位置づけが行われているが、信用金庫、信用組合、中小証券会社等においては、経営計画への位置づけが行われていないものが相当程度（33%、54%、59%）存在している。経営計画への位置づけが行われていない理由としては、基幹システムについては既に対応済であること、システムの外部委託を行っているため社内でのシステム対応が不要であること、などがあげられている。

また、海外拠点を有する金融機関については、本店で統括して対応策を講じているところが、85%を占めている。

2. 総費用の見積もり

全国銀行、保険会社、大手証券会社等においては、概ね、総費用の見積もりを終了しており、既に支出した額を含めた総費用見積もりは、それぞれ1行（社）あたり、16億円、5億円（生保）、12億円（本庁監理）程度となっている。この見積額は、金融機関によっては全体の機械化システム改善に併せて2000問題対応を措置しているところもあることなどから、同じ業態内の金融機関についてもバラツキがみられる。

これに対して、信用組合、中小証券会社等においては、総費用見積もりを行っていないところが相当程度（50%、57%（財務局監理））存在しており、その理由としては、他の機械化案件と一括して開発しておりこの案件だけで費用の算出をすることができないこと、システムの外部委託を行っているため現段階ではどの程度の費用がかかるのか明らかでないこと、などがあげられている。

3. 担当役員、部署、経営陣への報告

2000年問題対応役員の設置については、全国銀行、信用金庫、保険会社、大手証券会社等においては、概ね、担当役員、担当部署の設置が行われているが、信用組合、中小証券会社等については、担当役員、担当部署の設置が行われていないものが半数程度存在している。設置しない理由としては、基幹システムについては既に対応済であること

、システムの外部委託を行っているため社内でのシステム対応が不要であること、などがあげられている。

また、経営陣（頭取及び取締役会）への報告頻度については、本邦金融機関は各業態を通じて毎月1回未満とするものが大半を占めている。これに対して、外資系金融機関は、毎月1回以上が5割程度、毎月2回以上が2割程度となっている。

4. 対応スケジュール、進捗状況

対応スケジュールについては、全国銀行、信用金庫、保険会社、大手証券会社等においては、概ね、重要なシステムの修正及びテスト完了が98年12月、銀行間決済システム等のインダストリー・ワイド・テストへの参加完了、重要なシステム以外のシステムの修正及びテスト完了が99年6月（ただし、信用金庫についてのインダストリー・ワイド・テストの完了は99年12月、保険会社は銀行間決済システム等を使用していないことからインダストリー・ワイド・テストに参加せず）となっている。

これに対して、信用組合、中小証券会社等においては、外部委託先に対応を一任していること、銀行間決済システム等を使用していないこと、等の理由から、重要なシステムの修正及びテストの実施や銀行間決済システム等のインダストリー・ワイド・テストへの参加を自ら行うことは必要でないとするところが相当程度（25%程度）存在している。（なお、信用組合業界として、インダストリー・ワイド・テストの完了は99年11月を予定している。）

また、既に対応が完了しているシステムの割合（進捗状況）は、信用金庫、信用組合、中小証券会社等の中小金融機関のほうが、主要19行、大手保険会社、大手証券会社等よりも高くなっている。

5. 危機管理計画

危機管理計画の作成については、全国銀行、大手保険会社等においては、20%程度の金融機関について既に簡単な計画が作成されており、その内容は、事前予防措置（万全のテスト実施、システム修正の早期実施、障害事例の洗い出しと対応マニュアルの整備等）、危機発生時の対応（障害の早期発見・極小化、外部委託先との連絡体制の確保、要員の確保等）などとなっている。また、70%～80%が作成予定となっている。

これに対して、信用金庫、信用組合、中小証券会社等においては、作成予定のない金

融機関が半数以上存在しており、作成を行わない理由としては、基幹システムが外部委託先のシステム（共同事務センター等）を利用するものとなっていること、既存の危機管理マニュアルにより対応可能と判断されること、等があげられている。

他方、外資系の銀行及び証券会社については、30%程度の金融機関について既に危機管理計画が作成されており、その中にはかなり詳細にわたるものもみられる。

6. 対応状況の開示

対応状況の開示については、主要19行、外資系の金融機関等については、概ね、既にディスクロージャー誌やインターネットによる開示が行われているが、その他の金融機関については、開示を検討中のもの及び開示実施予定のないものが、半数乃至大半を占めている。

【事務ガイドライン】

2000年問題対応について

2000年問題対応については、平成10年7月13日付報告徴求命令「コンピュータ2000年問題対応に関する資料の提出について」により、各金融機関から4半期ごとに対応状況の報告を求めることとしたところであるが、10年9月末の対応状況の報告以降、次のような条件のいずれかに該当し、所要の2000年問題対応の進捗状況が遅れている金融機関に対しては、銀行法第26条等に基づき、2000年問題対応についての経営改善計画の作成、2000年問題対応体制の整備等の指示又は命令を発出し、改善を求めることとするので、了知願いたい。

1. 対応体制について

対応体制について、次のいずれかに該当し、今後3カ月以内に自主的に改善措置を講じる明確な予定がない場合、又は2四半期連続して次のいずれかに該当する場合

- ・2000年問題対応について経営上の位置づけが明確にされていない場合
- ・2000年問題対応のための役員、総括部署が設置されていない場合
- ・経営陣に対して、2000年問題の対応状況、進捗状況が報告されていない場合

2. 現状評価及び対応策の策定について

- (1) 2000年問題対応が必要なシステムの洗い出しが終了していない場合
- (2) 2000年問題対応のための適切なスケジュール(以下「対応スケジュール」という。)が作成されていない場合
- (3) 2000年問題対応に必要な費用が予算化されていない場合

3. 対応スケジュールの進捗状況について

- (1) 対応スケジュールの進捗状況について、次のいずれかに該当し、1999年末までに十分な対応が行われることの合理的な説明がない場合
 - ・1998年12月末までに、主要なシステムの修正及び内部テストが終了していない場合
 - ・1999年6月末までに、主要なシステムの対外接続テストを実施していない場合
 - ・1999年6月末に、対応が完了していないシステムが多数残っている場合
 - ・1999年9月末に、対応が完了していないシステムが残っている場合
- (2) 1999年までに対応が完了しない見通しのシステムがあり、対応が終了しないことによる影響が大きいと考えられる場合
- (3) システムの修正等が大幅に遅れており、システムのテストが十分に行えないことが明らかな場合(例えば、銀行間決済システム等のインダストリー・ワイド・テストに参加しないことについて合理的な説明が行われていない場合)

4. 危機管理計画の作成について

- (1) 1999年3月末以前は、危機管理計画の作成のための検討を行っていない場合
- (2) 1999年6月末までに、危機管理計画が全く作成されていない場合

5. 適切な開示について

2000年問題対応に関する適切な開示が行われていないことにより、当該金融機関について、市場の信認が揺らいだり、業務実施上支障が生じる恐れがある場合

※（注） 本ガイドラインは平成10年12月18日付で改正している。

新 聞 発 表

コンピュータ西暦2000年問題への対応について

西暦2000年まであと1年余りとなり、コンピュータ西暦2000年問題については、今後、各々の金融機関等において、これまでも増して真摯な取組みが求められる。各金融機関等からの9月末時点でのコンピュータ西暦2000年問題の対応状況報告を見る限りにおいては、命令等を発出し改善を求める必要がある金融機関等は認められなかったが、当庁としても、今後、各金融機関等の取組み状況の実態を一層詳細に把握し、厳正に対処していく必要があることから、ガイドライン、報告様式ともに、より詳細な内容のものへ改正を行った。

1 . 9月末の対応状況の集計結果について

平成10年7月13日付で銀行法第24条第1項等に基づき発出した報告命令（「コンピュータ2000年問題対応に関する資料の提出について」）により報告された各金融機関等の本年9月末における対応状況の集計結果は（資料1）のとおりであった。

今回の集計結果によれば、前回（6月末における対応状況）の集計結果に比べ、全般に、本問題の重要性に対する認識が高まり、経営における本問題の位置づけが行われ、適切なスケジュールに従って対応しているところが増加していると思われる。

2 . 報告を受けての対応について

今回の報告の結果を見る限りにおいては、銀行法第26条等による命令を発出し改善を求める必要がある金融機関等は認められなかったが、対応に遅れがあると見られる金融機関等に対しては、取組みを早める必要がある等の指摘を行った。

また、2000年問題については、現在、検査部において、本問題に関する検査を順次行っているところであり、この結果を踏まえて問題が認められた金融機関等に対しては、今後、厳正に対応してまいりたい。

3 . ガイドライン及び報告書様式の見直しについて

2000年まで1年余りとなり、今後は各金融機関等の取り組み状況の実態を一層詳細に把握し、厳正に対処する必要があることから、(1)報告様式について、対応体制、システム修正の洗い出し・内容、テストスケジュール等をより詳細に報告させるものとし、(2)事務ガイドラインについて、対応体制の整備、システム修正の洗い出し、テストの実施、危機管理計画の作成等について具体的な着眼点を詳細に定める方向で改正を行った。

4 . 他の所管業態における対応について

平成10年9月11日に政府・高度情報通信社会推進本部から出された「コンピュータ西暦2000年問題に関する行動計画」では、各省庁は所管の業態における対応状況について実態を把握の上、その結果を公表することとされており、これを受けて、預金等取扱金融機関、保険会社及び証券会社以外の業態についても、業界団体等に対して傘下機関等の対応状況の報告を要請していたが、その結果をみると、いずれの業界についても概ね対応が行われているものとみられる（資料2参照）。

以 上

金融機関の2000年問題に関する 9 月末の対応状況の集計結果
(預金等取扱金融機関、保険会社、証券会社、投信委託会社)

1 . 経営における2000年問題対応の位置付け

経営における2000年問題対応の位置付けについては、経営計画へ盛り込み済とするものが全体 (1525 機関) の 62%、盛り込む方向で検討中のものを合わせると 87% となり、前回調査 (順に 50%、59%) に比べ大きく改善している。

これを業態別にみると、全国銀行、大手の保険会社 (生保 5 社、損保 4 社、以下同じ。)、外資系信託 (9 行)、労金 (41 庫) 等では、盛り込む方向で検討中のものを合わせると 100% の対応となっている。

一方、前回調査において経営計画への位置づけが行われていないものが相当程度存在した信用金庫、信用組合、中小証券会社等については、経営計画への位置づけが行われていないものは前回調査に比べ大きく減少している (信用金庫 33% 2%、信用組合 54% 14%、中小証券会社 59% 7%)。

なお、経営計画への位置づけが行われていないものについて、その理由としては、経営計画以外の計画 (システム全体の更改計画等) として位置づけていること、システムの外部委託を行っているため社内でのシステム対応が殆ど不要であることなどがあげられている。

また、海外拠点を有する金融機関については、本店で統括して対応策を講じているところが 88% を占めている (前回 85%)。

2 . 総費用の見積もり

対応に必要な費用の見積もり状況については、見積もり済とするものが全体の 74%、見積もり中とするものを合わせると 85% が対応しており、前回調査 (60%、71%) に比べ大きく改善している。

これを業態別にみると、全国銀行、外資系信託、大手の生命保険会社、損害保険会社等では全てが見積もりを完了しており、信用金庫、労働金庫、信農連等でも概ね完了している。

また、前回調査において見積もりを行っていないものが相当程度存在した信用組合、中小証券会社等については、見積もりを行っていないものは前回調査に比べ大きく減少している (信用組合 50% 26%、証券会社 (財務局監理) 57% 24%)。

これらの既に支出した額を含めた総費用見積もりは、それぞれ 1 行 (社) あたり、

全国銀行16億円、大手生命保険18億円、大手損害保険10億円、信用金庫、外資系信託、信農連1億円程度となっている。この見積額は、協同組織金融機関ではシステムを外部委託している事務センター等において対応している部分があることなどから必要額が比較的少額となっている。また、金融機関によっては全体の機械化システムの改善に併せて対応しているところもあることなどから、同一業態内の金融機関についてもバラツキがみられる。

9月末時点で見積もりを行っていないものについて、その理由としては、他のシステム改善と一括して行っており本問題だけの費用を算出することができないこと、基幹システムについては既に対応済みであり、今後の費用は通常経費の範囲に収まるとみていること、などがあげられている。

3．担当役員、部署の設置、経営陣への報告

担当役員、部署の設置状況については、それぞれ全体の84%、83%が設置済みであり、前回調査（63%、62%）に比べ大きく改善している。

これを業態別にみると、一部の業態を除いて、概ね、担当役員、担当部署の設置が行われており、前回報告では担当役員、担当部署の設置が行われていないものが半数近くあった信用組合、証券会社でも、置く方向で検討しているものを含めると概ね対応が行われている。

設置の予定がないとするところの理由については、基幹システムについては既に対応済みであること、システムの外部委託を行っているため自社内でのシステム対応がほとんど不要であること、などがあげられている。

また、経営陣への報告頻度については、本邦金融機関は毎月1回未満とする業態が大部分であるが、前回報告と比較すると、毎月1回あるいは毎月2回以上とする割合が増加している。一方、外資系金融機関は、毎月1回以上が5割程度、毎月2回以上が2割～3割程度となっている。

4．対応スケジュール

対応スケジュールについては、全国銀行、信用金庫、保険会社においては、概ね、重要なシステムの修正が98年12月、重要なシステムのテスト完了及び重要なシステム以外のシステムの修正完了が99年3月、重要なシステム以外のシステムのテスト完了及び銀行間決済システム等のインダストリー・ワイド・テストへの参加完了が99年6月となっている（保険会社は銀行間決済システムを利用していないことから、インダストリー・ワイド・テストに参加せずとなっている）。

なお、信用組合、証券会社等においては、外部委託先に対応を一任していること、

銀行間決済システム等を使用していないこと、等の理由から、重要なシステム以外のシステムの修正及びテストの実施を行う必要がないとするものが20%程度、銀行間決済システム等のインダストリー・ワイド・テストの参加を要しないとするものが10%程度存在している（信用組合業界として、インダストリー・ワイド・テストの完了は、99年11月を予定している）。

5．危機管理計画の作成

危機管理計画の作成については、既に作成済とするところは全体の10%と前回調査並に止まっているが、作成する方向で検討中とするところは77%と前回報告（40%）に比べ大きく改善している。

これを業態別にみると、外国銀行（37%）、外資系信託（44%）等については作成済とするところの割合が比較的高くなっている。また、全国銀行、外資系信託、労金、大手保険会社では全てのところが作成済か作成する方向で検討中としており、信金、大手以外の保険会社、中小証券会社等でも大部分のところが作成済か作成する方向で検討中としている。一方、信用組合、信漁連、外資系損保、投信委託会社等では、作成予定なしとするところが他業態に比べ多くなっている。これらが作成予定なしとする理由については、外資系については本店ないしグループ全体で作成すること、信漁連については共同の事務センターがひな型を作成するとしていること、信用組合や投信委託会社では、接続しているシステムがないこと、などがあげられている。

6．対応状況の開示

対応状況の開示については業態間の格差が大きく、全国銀行、外資系信託、大手保険会社ではほぼ80%のところが9月末時点で既に開示を行っているのに対して、信用金庫、信用組合、信漁連、大手以外の損害保険会社、中小証券会社、投信委託会社では低い割合に止まっている（順に、28%、11%、3%、33%、15%、29%）。

今後の方針も含めてみると、概ね80~90%のところが何らかの開示を行う方向となっているが、信用組合、信漁連、外資系保険会社、証券会社、投信委託会社については、開示予定なしとするところの割合が高くなっている。

金融機関の2000年問題に関する 9 月末の対応状況の集計結果
(預金等取扱金融機関、保険会社、証券会社、投信委託会社以外の所管業界)

平成10年 9 月11日に政府・高度情報通信社会推進本部から出された、「コンピュータ西暦 2 0 0 0 年問題対応計画」では、各省庁は所管の業態における対応状況について実態を把握の上、その結果を公表することとされており、これを受けて、預金等取扱金融機関、保険会社、証券会社、投信委託会社以外の所管業界についても、業界団体等に対して、傘下機関等の対応状況についての報告を要請していたが、その結果は概要以下のとおり。

(1) 前払式証票 (プリペイドカード) 発行者

(社)前払式証票発行協会を通じて98年 9 月末時点の会員及び会員以外の前払式証票の発行専門会社の対応状況を調査したところ、88社中回答のあった63社からさらに対応不要とする 6 社を除く57社についてみると、54社 (95%) は、重要なシステムについて修正完了 (23社)、もしくは対応中 (31社) であり、対応中のものも99年10月までに全てが修正を完了するとしている。また、57社中模擬テストを実施あるいは明確に実施するとしているものは27社 (47%)、危機管理計画を作成あるいは明確に作成予定としているものは25社 (44%) となっている。

(2) 抵当証券業者

(社)抵当証券業協会を通じて98年 9 月末時点の会員業者の対応状況を調査したところ、75社中回答のあった72社からさらに対応不要とする11社を除く61社についてみると、57社 (93%) は、修正完了 (31社)、もしくは対応中 (26社) となっている。また、対応中の26社について達成目標時期を明確にしているものは17社 (65%)、模擬テストの実施時期を明確にしているものは18社 (69%) であった。危機管理計画については、61社のうち作成しているのは18社 (29%) であり、18社 (29%) は対応不要としている。

(3) 貸金業者

(社)全国貸金業協会連合会を通じて98年 9 月末時点の状況をサンプル調査したところ、回答のあった 147社から対応不要とする 8 社を除く 139社についてみると、84社 (60%) は、修正完了 (38社)、もしくは対応中 (46社) となっており、遅くとも99年10月には対応を完了するとしている。また、模擬テストの実施時期を明確にしているものは75社 (54%) であり、危機管理計画を作成しているのは39社 (28%) となっている。

(4) 投資顧問業者

(社)日本証券投資顧問業協会を通じて98年9月末時点の会員業者の状況を調査したところ、241社(助言110社、一任131社)中回答のあった180社(助言49、一任131社)から、さらにコンピュータの使用なし、外部委託システムのみ使用等により対応不要とする103社を除いた77社(助言6、一任71)の状況をみると、66社(86%)が対応中であり、危機管理計画については34社(44%)の業者が作成済としている。

(5) 金融先物取引業者

(社)金融先物取引業協会を通じて98年9月末時点の会員業者(銀行等別途調査対象となっている業者を除く)の状況を調査したところ、1社を除き対応策を策定し対応を行っており、概ね計画通り進捗しているとしている、また危機管理計画については5社(42%)が策定済としている。

(6) 短資業者

短資協会を通じて98年9月末時点の会員(6社)の状況を調査したところ、全社とも対応を行っており、重要なシステムについては全社が年内に、システム全体としても99年4月とする1社を除き年内に対応を完了するとしている。また、危機管理計画については対応完了後策定を予定しているところが多い。

(7) 証券金融会社

証券金融会社3社に対し、98年9月末時点の対応状況の報告を求めたところ、3社とも主要システムの修正は完了、システム全体としても完了しているかもしくは98年中に完了するとしており、3社ともに99年は対外接続テストを行うとしている。なお、危機管理計画については3社ともに作成検討中としている。

(8) (社)東京銀行協会(手形交換所)

手形交換所システム(他に個人信用情報システム、全銀システム)を保有する東京銀行協会に対して、98年9月末時点の対応状況の報告を求めたところ、修正は完了しており、今後銀行等との接続テストを行うこととしている(他の2つのシステムについても同様)。危機管理計画については、2000年問題に絞ったものではないものについては既に保有しているが、今後2000年問題独自の危機管理計画についても作成するとしている。

(注)手形交換所(平成10年6月現在616か所)のうち179か所については、全国で67ある各地の銀行協会で運営されているが、東京銀行協会によると日銀等と接続されているシステムを有するのは東京銀行協会のみであり、同協会を除く66協会のうちコンピュータを保有する協会は33、このうち2000年問題の対応を要するものは6協会、いずれも11年2月までには対応を完了するとしている。

新聞発表

コンピュータ西暦2000年問題への対応について

1. 平成10年12月末の対応状況の集計結果について

平成10年12月18日付で銀行法第24条第1項等に基づき発出した報告命令（「コンピュータ2000年問題対応に関する資料の提出について」）により報告された各金融機関等の平成10年12月末における対応状況の集計結果は（資料1）のとおりであった。

この結果によると、平成10年12月末までに「重要なシステム」について、修正を完了したとするところの全体に占める割合は、前回報告（52%）より大幅に上昇し、全金融機関の73%となった。また、このうち内部テストを完了したとするところについても、全体に占める割合は、前回報告（26%）より大幅に上昇し、56%となった。

今後の見込としては、重要なシステムについて、本年6月末には98%が修正を完了し、96%が内部テストを完了する見込となっている。なお、最終的な対応完了が本年7月以降となるとしている金融機関についても、6月末までに完了すべく、計画の見直しを行っている。

また、今後の大きな課題である危機管理計画の作成については、作成済及び3月までに作成を完了とする金融機関は合わせて38%程度であるが、当庁の事務ガイドラインにおいては、本年6月末までに作成を完了することを求めており、各金融機関とも、この目標に向かって着実な準備を行っているところである。

2. 報告を受けての対応について

今回の報告を見る限りにおいては、本問題への対応は概ね順調に行われており、これまでのところ、銀行法第26条等に基づく業務改善命令等は発出していない。

今後は、6月末までの対応完了に向けて、従来にも増して個別のモニタリングを強化していくが、その際には、必要に応じ、銀行法第24条や第26条等、法律に定められた措置を講じていく所存である。

なお、主要行に対しては、全行を対象に本問題に関する専門的かつ集中的な検査を実施しているところであり、2000年問題対応について万全を期している。

3．他の所管業態における対応について

平成10年9月11日に政府・高度情報通信社会推進本部から出された「コンピュータ西暦2000年問題に関する行動計画」では、各省庁は所管の業態における対応状況について実態を把握の上、その結果を公表することとされており、これを受けて、預金等取扱金融機関、保険会社及び証券会社以外の業態についても、業界団体等に対して傘下機関等の対応状況の報告を要請していたが、その結果をみると、いずれの業界についても、重要なシステムについて対応を完了しているところは増加しているが、現在も引き続き対応を行っているところが多い（資料2参照）。

以 上

金融機関の2000年問題に関する12月末の対応状況の集計結果の概要

(預金等取扱金融機関、保険会社、証券会社、投信委託会社)

対象金融機関： 預金等取扱金融機関1,091 (主要行19、地銀64、第二地銀62、外国銀行支店88、子会社信託18、外資系信託 9、信用金庫・全信連 396、労働金庫・労金連42、信用組合・全信組連 312、信農連・信漁連・農林中央金庫81)

○保険会社109(生命保険42、損害保険35、外資系生保3、外資系損保29)
証券関係333(証券 220、外国証券55、投信委託会社58)

1 . 重要なシステムについての修正及び内部テストの進捗状況

今回の報告徴求に当たっては、「重要なシステム」を「対応が完了しなければ業務に直接支障を生じるおそれのあるもの」とし、従来、「重要なシステム以外のシステム」として整理していたところが多かった、例えば、有価証券、各種情報に関するシステム等についても、上記の定義に該当するものは「重要なシステム」に含めるよう求めた。

各金融機関からの平成10年12月末時点の対応状況の報告によると、重要なシステムの修正を完了した金融機関は1,117社となり、全体(1,533社)に占める割合は、前回報告(9月末時点)比+21%の73%となった。同様に、内部テストを完了した金融機関は852社であり、全体に占める割合は、前回報告比+30%の56%となった。

これを主な業態別にみると、信用組合(重要システムの修正完了88%、内部テスト完了78%)、信用金庫(同80%、72%)、外資系生保(同100%、100%)、外資系損保(同86%、90%)では、割合が高くなっている一方、主要行(同32%、21%)、本庁監理証券会社(38%、16%)等では、上記のような「重要なシステム」の定義変更に伴う影響が大きいこと、テストをより充実させるためのテスト期間の延長等から割合が低くなっている。

今後の見込としては、重要なシステムについて、本年6月末には大部分の金融機関が修正、テストを完了する見込となっている。

また、各金融機関の重要なシステムへの対応の進捗率(内部、外部の接続テストまで完了した重要システムの本数/対応すべき重要システムの本数)の平均をみると、

全体では56%となっている。

なお、重要なシステムの中でも最重要である決済関係については、日本銀行、全国銀行協会連合会、東京証券取引所等により、日銀ネット、全銀システム、東証システム等の決済システムについて、年またぎの日付について共同接続テスト等が昨年12月及び今年の2月に既に行われている。このテストには、主要行については全て、地銀、第二地銀、取引所会員証券会社についても多くが既に参加しており、各々問題なく終了している。この2回のテストに参加していない銀行については5月に予定されている次回のテストには参加する予定である。また、信用金庫、労働金庫、信用組合、信農連、信漁連、証券会社等についても、殆どは4～6月に行われるテストには参加する予定としている。

2．顧客等との関係

2000年問題について影響を受ける可能性のある顧客、主要取引先等への対応については、全体の49%が計画に盛り込んで対応を行っている。とくに顧客の対応が不十分な場合、与信取引を通じて顧客の影響を受けるおそれのある金融機関のうち、主要行、地銀、第二地銀等についてはおよそ90%のところに対応を行っている(具体的には、大口与信先等に対するアンケート調査による対応状況の把握等が挙げられている)。一方、信用組合、信農連等ではその割合が低くなっており、顧客、主要取引先等から受ける影響について十分認識することが求められる。

また、コンピュータが接続されている顧客とのテストについては、全国銀行では6月までに69%の銀行が完了するとしている。

3．対応体制

(1) 経営における位置づけ

経営における本問題の位置づけについては、全体の96%の金融機関が、経営計画等において2000年問題を最重要課題として位置づけており、70%の金融機関が使用しているシステムだけではなく、ネットワークの接続先や取引先等がもたらす影響についても経営計画等で触れているとしている(前回の報告で、経営計画等に本問題を盛り込んでいるとしたところは62%)。

また、職員全体に本問題を周知するために、外銀で26%、外国証券で22%、主要行で24%のところ研修プログラムを設けている(全体では7%)。

なお、頭取、社長、理事長等経営の最高責任者が本問題について自社の置かれている状況を十分承知しているかについて回答を求めたところ、全体の99.8%が十分

承知していると回答した。また、経営陣に対して毎月1回以上、報告が行われているとしたのは全体の75%となった。

(2) 総費用の見積もり

対応に必要となる費用の見積もり状況については、全体の96%（前回報告比+22%）が見積もりを行っており、1金融機関当たりの平均見積額は、主要行122億円、大手生保49億円、本庁監理証券会社11億円等となった。

4．危機管理計画の作成

危機管理計画の作成については、既に作成済とするところは8%弱であり、本年3月までに作成を完了するところも30%程度に止まっている。

これは、危機管理計画において想定する危機の状況、盛り込むべき項目等が必ずしも明確になっていないことから、作成に向けての準備段階に止まっているところが多く、また、一旦作成済としていたところについても、その後、全銀協や日銀等が出した指針等を踏まえ、見直しを行っていることも影響していると思われる。

いずれにしても、当庁の事務ガイドラインにおいては、本年6月末までに作成することを求めており、各金融機関とも、この目標に向けて着実な努力を行っているところである。

5．対応状況の開示

対応状況の開示については、全体で見ると、53%と過半数が何らかの開示を行っているが、業態間の格差が大きく、全国銀行、大手生保、大手損保では100%近いところが開示を行っているのに対して、信用組合（27%）、信漁連（12%）、証券会社（25%）といったところでは低い割合に止まっている。すでに開示を行っているところの手段としては、インターネットを活用した開示のほか、店頭でのポスター掲示等が見られるが、今後も、開示内容の充実を図るとともに、対応状況に応じた内容の変更を行うことが必要である。

一方、開示を行っていないところについては、今年度のディスクロージャー誌による開示を予定しているところが多く、4月以降の開示となるところが32%となっているが、今後、金融機関の取引先において危機管理計画の策定が進む中、取引金融機関の対応状況は重要な情報となるものであり、早期かつ継続的な開示が求められる。

金融機関の2000年問題に関する12月末の対応状況の集計結果
(預金等取扱金融機関、保険会社、証券会社、投信委託会社以外の所管業界)

平成10年9月11日に政府・高度情報通信社会推進本部から出された、「コンピュータ西暦2000年問題対応計画」では、各省庁は所管の業態における対応状況について実態を把握の上、その結果を公表することとされており、これを受けて、預金等取扱金融機関、保険会社、証券会社、投信委託会社以外の所管業界についても、業界団体等に対して、傘下機関等の対応状況についての報告を要請していたが、その結果は概要以下のとおり。

(1) 前払式証票(プリペイドカード)発行者

(社)前払式証票発行協会を通じて98年12月末時点の会員及び会員以外の前払式証票の発行専門会社の対応状況を調査したところ、88社中回答のあった73社からさらに対応不要とする8社を除く65社についてみると、62社(95%)は発行業務にとって重要なシステムについて修正完了もしくは修正中としている。このうち37社(57%)は修正を完了しており、30社(46%)が模擬テストを完了している。また、25社(38%)は対応中であるが、概ね99年10月までに修正を完了するとしている。

危機管理計画を作成あるいは明確に作成予定としているものは33社(51%)となっている。

(2) 抵当証券業者

(社)抵当証券業協会を通じて98年12月末時点の会員業者の対応状況を調査したところ、73社中回答のあった70社からさらに対応不要とする11社を除く59社についてみると、57社(97%)は、修正完了(32社)、もしくは対応中(25社)となっている。また、対応中の25社のうち22社については達成目標時期を明確にしており、遅くとも本年9月頃には修正、模擬テストともに完了するとしている。

また、前回調査において対応が必要と回答した30社について危機管理計画の作成状況をみると、11社が策定済としている。

(3) 投資顧問業者

(社)日本証券投資顧問業協会を通じて98年12月末時点の会員業者の状況を調査したところ、243社(助言110社、一任133社)中回答のあった178社(助言49、一任129社)から、さらにコンピュータの使用なし、外部委託システムのみ使用等により対応不要とする100社を除いた78社(助言6、一任72)の状況をみると、62社(79%)は

達成目標時期を定めて対応中であり、危機管理計画については43社（55%）の業者が作成済としている。

(4) 金融先物取引業者

(社)金融先物取引業協会を通じて98年12月末時点の会員業者（銀行等別途調査対象となっている業者を除く）12社の状況を調査したところ、1社を除き対応策を策定し対応を行っており、7社は模擬テストを含めて対応が完了したとしており、他の業者についても概ね計画通り進捗しているとしている。また危機管理計画については6社が策定済としている。

(5) 短資業者

短資協会を通じて98年12月末時点の会員（6社）の状況を調査したところ、全社とも重要なシステムについては計画通り98年12月末までに修正を完了しており、模擬テストについても、99年2月に完了するとしている1社を除き、98年12月末までに完了している。また、全社とも日銀ネットのテストに参加しており、危機管理計画については3社が策定を完了している。

(6) 証券金融会社

証券金融会社3社に対し、98年12月末時点の対応状況の報告を求めたところ、3社とも重要なシステムの修正は完了しており、内部テストについても、1社は98年12月までに完了しており、2社についても本年4～5月には完了するとしている。なお、危機管理計画については2社は作成中、1社は対応済としている。

(7) 信用保証協会

信用保証協会52協会に対し、98年12月末時点の対応状況の報告を求めたところ、重要なシステムについて、40協会（77%）は修正を完了、30協会（58%）は内部テストを完了しており、概ね本年9月末までには対応を完了する見込となっている。なお、危機管理計画については、12協会は作成済、34協会が作成中となっている。

(8) (社)東京銀行協会（手形交換所）

手形交換所システム（他に個人信用情報システム、全銀システム）を保有する東京銀行協会に対して、98年12月末時点の対応状況の報告を求めたところ、修正は完了しており、また、昨年12月以降、銀行等との接続テストを開始している（他の2つのシステムについても同様）。危機管理計画については、2000年問題に絞ったものではないものについては既に保有しているが、今後2000年問題独自の危機管理計画についても3月までに作成するとしている。

（注）手形交換所（平成10年6月現在 616か所）のうち 179か所については、全国で

67ある各地の銀行協会で運営されているが、東京銀行協会によると日銀等と接続されているシステムを有するのは東京銀行協会のみ。同協会を除く66協会のうちコンピュータを保有する協会は33、このうち2000年問題の対応を要するものは6協会で、いずれも11年2月までには対応を完了するとしている。

以 上

コンピュータ西暦2000年問題への対応について

1. 平成11年3月末の対応状況の集計結果について

平成10年12月18日付で銀行法第24条第1項等に基づき発出した報告命令（「コンピュータ2000年問題対応に関する資料の提出について」）により各金融機関等から報告された平成11年3月末におけるコンピュータ西暦2000年問題への対応状況の集計結果は（資料1）のとおりであった。

この結果によると、平成11年3月末までに「重要なシステム」について、修正を完了したとする金融機関等の全体に占める割合は、前回報告（平成10年12月末時点、73%）より上昇し、全金融機関等の88%となった。また、このうち内部テストを完了したとする金融機関等の全体に占める割合も、前回報告（同、56%）より上昇し、77%となった。

今後の見込としては、重要なシステムについて、主要行、地銀、第二地銀では、本年6月末までに全てが修正、テストとも完了する見込であり、金融機関等全体では本年6月末までに99%が修正を完了し、98%が内部テストを完了する見込となっている。

また、危機管理計画の作成については、作成済とする金融機関等は全体の20%程度に止まっているが、当庁の事務ガイドラインにおいては、本年6月末までに作成を完了することを求めており、各金融機関等では、この目標に向かって引き続き準備を行っているところである。

（注）本問題についての対応は、対応すべきシステムの優先度を決めて対応することが重要であり、当庁が求めている報告においては「重要なシステム」を「対応が完了しなければ業務に直接支障を生じるおそれのあるもの」と定義している。具体的に何が重要であるかについては各金融機関等が判断するものであるが、代表的なものとしては、基幹勘定系、対外接続系、国際系システム等があげられる。

2．報告を受けての対応について

今回までの報告を見る限りにおいては、本問題への対応は、全体としては概ね順調に行われているとみられるが、当庁としては、6月末の対応完了に向けて各金融機関等に対する個別のモニタリングを従来にも増して一層強化していくこととしており、その際には、銀行法第24条や第26条等の法律に基づく措置を厳正に行使していく所存である。

3．共同接続テストの実施について

重要なシステムの中でも最重要である決済関係については、日本銀行、全国銀行協会、東京証券取引所等により、日銀ネット、全銀システム、東証等の決済・取引システムについて共同の接続テストが昨年12月以降4回にわたって実施されており、日本銀行等では、各種決済システムを通じたテスト参加者間における2000年日付等のデータ授受については基本的に正常に処理されたとしている。同様のテストは、6月、7月にも実施される予定である。

4．他の当庁所管業態における対応について

平成10年9月11日に政府・高度情報通信社会推進本部から出された「コンピュータ西暦2000年問題に関する行動計画」では、各省庁は所管の業態における対応状況について実態を把握の上、その結果を公表することとされており、これを受けて、預金等取扱金融機関、保険会社及び証券会社以外の当庁所管業態についても、業界団体等に対して傘下機関等の対応状況の報告を要請しているところである。

これら業界団体等からの11年3月末時点の対応状況報告によると、引き続き修正等の対応を行っているところが多いが、短資業者、証券金融会社、手形交換所等金融システムに与える影響が大きいと見られるところについては、重要なシステムについての修正、テストは概ね完了している（資料2参照）。

以　上

金融機関の2000年問題に関する平成11年3月末の対応状況の集計結果の概要

(預金等取扱金融機関、保険会社、証券会社、投信委託会社)

対象金融機関： 預金等取扱金融機関1,089(主要行19、地銀64、第二地銀62、外国銀行支店87、子会社信託18、外資系信託9、信用金庫・全信連396、労働金庫・労金連42、信用組合・全信組連311、信農連・信漁連・農林中央金庫81)

○保険会社109(生命保険43、損害保険35、外資系生保3、外資系損保28)

証券関係327(証券211、外国証券56、投信委託会社60)

1. 重要なシステムについての修正及び内部テストの進捗状況

- (1) 各金融機関等(1,525社)からの平成11年3月末時点の対応状況についての報告によると、重要なシステムの修正を完了したところは1,344社であり、全体に占める割合は前回報告(平成10年12月末時点)比+15%の88%となった。同様に、内部テストを完了した金融機関等は1,168社であり、全体に占める割合は前回報告比+21%の77%となった。

今後の見込としては、重要なシステムについては、本年6月末には大部分の金融機関等が修正(99%)、テスト(98%)を完了する見込となっており、完了が7月末以降となるとしている金融機関等についても、ベンダーや共同センターの事情によるものが多い。

また、重要なシステム以外のシステムについては、修正を完了したところは959社(63%)、内部テストを完了したところは790社(52%)となっているが、本年9月末までには、修正、テストともに大部分の金融機関等が完了する見込となっている。

- (2) 各金融機関等の重要なシステムへの対応の進捗率(内部テスト、外部の接続テストまで完了した重要システムの本数/対応すべき重要システムの本数)の平均をみると、全体では66%(前回報告比+10%)となっている。
- (3) なお、重要なシステムの中でも最重要である決済関係については、日本銀行、全国銀行協会、東京証券取引所等により、日銀ネット、全銀システム、東証等の決済・取引システムについて、2000年初の日付についての共同接続テストが昨年12月、今年の2月及び5月に、また4月には閏日についてのテストが行われた。

これらのテストの結果について、日本銀行等では、各種決済システムを通じたテ

スト参加者間における2000年日付等のデータ授受については基本的に正常に処理されたとしている。今後、6月（2000年初）、7月（閏日）にも同様のテストが実施される。

このほか、各業態が設けているCD・ATMネットワーク（CDネット中継センターデータ通信システム）のテストが4月（2000年初）、5月（閏日）に行われ、各業態では両日付で問題なく処理できることが確認されたとしている。

2．顧客等との関係

2000年問題について影響を受ける可能性のある顧客、主要取引先等への対応については、全金融機関等の71%が計画に盛り込んで対応を行っており、前回報告（49%）に比べ大幅に増加している。とくに顧客の対応が不十分な場合、与信取引を通じて顧客の影響を受けるおそれのある金融機関等のうち、主要行、地銀、第二地銀、生保等についてはおよそ90%～100%のところに対応を行っている。一方、依然としてその割合が低い業態もあり、顧客、主要取引先等から受ける影響について十分認識することが求められる。

3．対応体制

(1) 経営における位置づけ

経営における本問題の位置づけについては、大部分（99%）の金融機関等が、経営計画等において2000年問題を最重要課題として位置づけている。

また、職員全体に本問題を周知するために、主要行で30%、外銀で28%、外国証券で23%のところ研修プログラムを設けている（全体では11%）。

(2) 総費用の見積もり

対応に必要な費用の見積もり状況については、大部分の金融機関等（99%）が見積もりを行っており、1金融機関当たりの平均見積額は、主要行129億円（前回報告比+7億円）、大手生保50億円（同+1億円）、本庁監理証券会社13億円（同+2億円）等となり、全体では7,935億円（同+525億円）であった。

4．危機管理計画の作成

危機管理計画の作成については、既に作成済としたところは全金融機関の22%に止まった。

作成を完了していない金融機関等については、想定されるリスクシナリオの構成等に当初の予定以上に時間を要しているものもあるが、3月末までに第1次案を作成しているところも多く、外部コンサルタントの活用等、各金融機関は本年6月末までの作成に向けて着実な努力を行っているところである。

なお、決済システム関係については、日銀ネット、全銀システム等については、既に万一の際の危機管理計画を策定しており、日銀ネットについては、日本銀行が万一システムに障害が発生した際には可能な限り手作業で対応するとしている。

5．対応状況の開示

対応状況の開示については、全金融機関等の78%が何らかの開示を行っており、前回報告（53%）に比べ大きく増加した。業態別には、多くが80%以上のところで開示を行っており、全国銀行、大手生保、大手損保、労働金庫ではほぼ100%近いところが開示を行っているが、一部の業態では50%以下の割合に止まっている。

すでに開示を行っているところの手段としては、インターネットを活用した開示のほか、店頭でのポスター掲示、パンフレットの配布等が見られるが、今後も、開示内容の充実を図るとともに、対応状況に応じた内容の変更を行うことが必要である。

一方、開示を行っていないところについては、4月以降にディスクロージャー誌による開示を予定しているところが多いが、いずれにしても、今後、金融機関の取引先において危機管理計画の策定等の対応が一層が進む中、取引金融機関の対応状況は重要な情報となるものであり、早期かつ継続的な開示が求められる。

6．障害発生報告について

当庁は、平成11年3月19日付「コンピュータ西暦2000年問題に起因するシステム障害等についての資料の提出について」により、銀行法第24条第1項等に基づき、銀行、保険会社、証券会社等から本年1月以降に発生した2000年問題（いわゆる「1999年問題」を含む）に起因すると見られるシステムのトラブルの発生状況の報告を求めているところであり、本年1月から3月末までの間に25金融機関から52件の報告があったが、いずれも発見後速やかに修正や代替措置が講じられており、混乱なく解消されている。

なお、報告件数を業態別にみると、銀行：7銀行11件、協同組織金融機関等：7金融機関13件、保険会社：11会社28件となっている。

以上

金融機関の2000年問題に関する平成11年 3 月末の対応状況の集計結果
(預金等取扱金融機関、保険会社、証券会社、投信委託会社以外の所管業界)

平成10年 9 月11日に政府・高度情報通信社会推進本部から出された、「コンピュータ西暦2000年問題対応計画」では、各省庁は所管の業態における対応状況について実態を把握の上、その結果を公表することとされており、これを受けて、預金等取扱金融機関、保険会社、証券会社、投信委託会社以外の所管業界についても、業界団体等に対して、傘下機関等の対応状況についての報告を要請していたが、その結果は概要以下のとおり。

(1) 前払式証票(プリペイドカード)発行者

(社)前払式証票発行協会を通じて平成11年 3 月末時点の会員及び会員以外の前払式証票の発行専門会社の対応状況を調査したところ、88社中回答のあった76社からさらに対応不要とする10社を除く66社についてみると、発行業務にとって重要なシステムについて、47社(71%)が修正、模擬テストともに完了しており、残り19社についても、概ね平成11年10月までに修正、模擬テストともに完了するとしている。

危機管理計画を作成あるいは明確に作成予定としているものは49社となっており、このうち24社が策定済としている。

(2) 抵当証券業者

(社)抵当証券業協会を通じて平成11年 3 月末時点の会員業者の対応状況を調査したところ、68社中回答のあった66社からさらに対応不要とする10社を除く56社についてみると、重要なシステムについて、39社(70%)は修正、模擬テストともに完了しており、残り17社についても、遅くとも平成11年 9 月までに修正、模擬テストともに完了するとしている。

危機管理計画を作成あるいは明確に作成予定としているものは29社となっており、このうち17社が策定済としている。

(3) 貸金業者

(社)全国貸金業協会連合会を通じて平成11年 3 月末時点の状況をサンプル調査したところ、回答のあった 147社から対応不要とする 9 社を除く 138社についてみると、78社(57%)は、修正もしくは入替を完了しており、全体としては多くのところが平成11年10月には修正を完了するとしている。また、模擬テストの実施時期を明確にして

いるものは82社（59%）であり、危機管理計画を作成しているのは55社（40%）となっている。

(4) 投資顧問業者

社日本証券投資顧問業協会を通じて平成11年3月末時点の会員業者の状況を調査したところ、225社（助言 98社、一任 127社）中回答のあった165社（助言40、一任125社）から、さらにコンピュータの使用なし、外部委託システムのみ使用等により対応不要とする88社を除いた77社（助言6、一任71）の状況をみると、62社（81%）は達成目標時期を定めて対応中であり、危機管理計画については52社（68%）の業者が作成済としている。

(5) 金融先物取引業者

社金融先物取引業協会を通じて平成11年3月末時点の会員業者（銀行等別途調査対象となっている業者を除く）13社の状況を調査したところ、1社を除き対応策を策定し対応を行っており、9社は模擬テストを含めて対応が完了したとしており、他の業者についても概ね計画通り進捗しているとしている。また危機管理計画については9社が策定済としている。

(6) 短資業者

短資協会を通じて平成11年3月末時点の会員（6社）の状況を調査したところ、全社とも重要なシステムについては計画通り98年12月末までに修正を完了しており、模擬テストについても、平成11年3月末までに完了している。また、全社とも日銀ネットのテストに参加しており、危機管理計画については4社が策定を完了している。

(7) 証券金融会社

証券金融会社3社に対し、平成11年3月末時点の対応状況の報告を求めたところ、3社とも重要なシステムの修正は完了しており、内部テストについても、1社は98年12月までに完了しており、2社についても本年5～6月には完了するとしている。なお、危機管理計画については2社は作成中、1社は対応済としている。

(8) 信用保証協会

信用保証協会52協会に対し、平成11年3月末時点の対応状況の報告を求めたところ、重要なシステムについて、45協会（87%）は修正を完了、38協会（73%）は内部テストを完了しており、概ね本年9月末までには対応を完了する見込となっている。なお、危機管理計画については、19協会は作成済、31協会が作成中となっている。

(9) (社)東京銀行協会（手形交換所）

手形交換所システム（他に個人信用情報システム、全銀システム）を保有する東京銀行協会に対して、平成11年3月末時点の対応状況の報告を求めたところ、修正は完了しており、昨年12月以降、銀行等との接続テストを数度にわたり実施している（他の2つのシステムについても同様）。危機管理計画については、いずれのシステムについてもこれまでに作成を完了している。

（注）手形交換所（平成11年4月現在 615か所）のうち 106か所については、全国で 67ある各地の銀行協会で運営されているが、東京銀行協会によると日銀等と接続されているシステムを有するのは東京銀行協会のみ。同協会を除く66協会のうちコンピュータを保有する協会は33、このうち2000年問題の対応を要するものは6協会で、いずれも平成11年5月までには対応を完了するとしている。

以 上